

「自治体システム等標準化検討会分科会」

第7回議事概要

日 時：令和2年1月28日（火）10：00～15：00

場 所：中央合同庁舎2号館 8階 第1特別会議室

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

桐生 綱幸 前橋市市民部市民課主任（岡田 寿史 政策部情報政策課副参事の代理出席）

摩尼 真 町田市市民部市民課担当課長

坪田 充博 日野市総務部情報システム課主幹

福田 達夫 藤沢市総務部IT推進課長

澁木 隆行 三条市総務部情報管理課主任（山澤 浩幸 総務部情報管理課長の代理出席）

高橋 京子 出雲崎町町民課係長（金泉 嘉昭 市民課課長の代理出席）

松島 橋 飯田市市民協働環境部市民課市民窓口係長（倉田 司 市民協働環境部市民課課長の代理出席）

野口 泰弘 神戸市市民参画推進局住民課システム担当係長

萬 孝紀 倉敷市企画財政局企画財政部情報政策課主任（鎌田 英希 企画財政局企画財政部副参事兼情報政策課課長の代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

福永 浩二 大崎町住民環境課課長補佐

押田 格 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター運用部業務推進担当課長（樋口 浩司 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長の代理出席）

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構研究開発部長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府CIO補佐官

欠席：林 博孝 神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹

(参考人)

大源 学 倉敷市市民局市民生活部市民課副主任

(総務省)

平野 智也 総務省自治行政局住民制度課課長補佐（三橋 一彦 自治行政
局住民制度課課長の代理出席）（構成員）

渡邊 康之 総務省自治行政局地域情報政策室課長補佐（神門 純一 自治
行政局地域情報政策室室長の代理出席）（構成員）

植村 昌代 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐（磯 寿生 情
報流通行政局地域通信振興課課長の代理出席）（構成員）

大石 隆之 総務省情報流通行政局地域通信振興課専門職（磯 寿生 情報
流通行政局地域通信振興課課長の代理出席）（構成員）

安井 祥広 サイバーセキュリティ統括官室主査（大森 一顕 サイバーセ
キュリティ統括官付 参事官（総括担当）の代理出席）（構成
員）

植田 昌也 総務省自治行政局行政経営支援室長（構成員）

正木 祐輔 総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐

小山 里沙 総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 意見交換
 - (1) 機能要件
 - (2) 様式・帳票
3. 閉会

【意見交換(概要)】

(機能要件について)

- (1) No. 64 異動日設定について

○ 特に意見はないので、暦上日以外の日を許容する方向で、戸籍との整合性を
とって修文する。

(2) No. 90 転出確定／転入情報入力について

- 事務の効率化につながるのであれば、郵便番号を登録できるようになった方がよい。
- 転出者に対して通知を発送するケースはそれほど多くはないので、都度、調べる形でも業務上支障はない。
- 郵便番号はインタフェースに含まなくても、住所コードさえしっかり持っていれば生成されるので、必ずしも必要ではない。
- バッチでの入力は郵便番号が取れないケースがあるが、住所コードから生成されるのであれば問題ない。
- 必須とはしない方向で整理をする。

(3) No. 98 続柄設定について

- 賛成多数により、資料の案を進めることとする。

(4) No. 78 未届転入地入力（(9) 転入）、No. 79 住所設定について

- 賛成多数により、資料の案を進めることとする。

(5) No. 123、113-2 修正について

- 戸籍の附票と住民記録システムの異動事由の整合性を保つために、あった方がいい。
- 附票の事由は戸籍システムのベンダによって詳しさが違うため、個別に対応が必要。
- 法令上の要件ではないこともあり、一旦不要と整理。

(6) No. 136 出生／出生情報入力について

- 特に意見がないので、事務局案のとおり、確定次第備考欄にコメントする方針を進める。

(7) No. 137 死亡／異動条件について

- 死亡と推定死亡を選択するというよりも、死亡日の欄に幅のある日付等推定の内容を入力できることが重要。他システムへの情報連携の際には推定情報は連携されないが、パッケージとしては推定の日付を持てる機能が必要。副本送付の際にも異動日推定が必要だと認識している。
- 推定で幅が生じる場合、統計上はどう処理するのか。

- 上旬であれば10日、中旬であれば20日、下旬であれば月末というように、最終日をセットしている。
- 推定死亡の表現は、基本的には戸籍の記載にあわせてそのまま住民票に記載するのか、死亡診断書に記載されている推定の書きぶりでも構わないという認識なのか、現場の声があれば伺いたい。
- 当自治体では、管内に戸籍がある場合は、戸籍に準じて記載するが、管内に戸籍がない場合は、本籍地からの返還通知を待たず、届出があった時点で、死亡診断書に記載されている月日不詳や年月日不詳という記載を住民記録システムに入力する。
- 戸籍の本籍地と住所地が同じなら、極力合わせた形で記載し、戸籍のシステムに合わせた表現が出来ない場合は、住民記録システムで最大限近い表現を使ったり、備考で補ったりしている。本籍地で死亡届を受理し、住所地が管内にない場合は戸籍のシステムから9条2項通知を出す、それに合わせた記載にするかどうかは住所地のある自治体で個別に判断している。
- 死亡か推定死亡かを選択できるということよりも、死亡日を推定の不詳日も含めて入力できることに意味があるということであれば、No. 64の異動共通／異動日設定で、生年月日及び死亡日については、年月日不詳、日不詳と不詳日入力ができることとしているので、No. 137で記載をしなくても足りるのではないか。住民記録システムとしては、基本的に戸籍に合わせるしかないので、戸籍の方で異動事由が決まっているなら、住民記録システムもそれをそのまま取ってくればいいのではないか。
- 戸籍の死亡日を推定で記載するか「頃」で記載するかも自治体ごとに運用が異なる。戸籍については参考事例があるが、参考事例に合わせているところ、その場の判断で頃や推定を使い分けているところ、各自治体で従来の例に合わせて統一的な入力をしているところ等自治体によってばらつきがある。
- 主な記載をプルダウンで選択することができ、それ以外にも状況に応じて任意に書けるような手段を確保すればよいのではないか。ただし、任意記載ができると、自動判別が難しいというデメリットもあるので、そこも含めた判断が必要だと思う。
- No. 64とも関連するみなし生年月日を作るかどうかについては、ベンダが住基側と連携システム側とどちらでみなしを用意しているかによって改修の要否や規模が異なる。自治体としては入力さえできればこだわりのない部分と思うので、APPLIC等と連携して検討する。

(8) No. 147 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)、No. 147-2 (特別永住者/申請受理処理) について

- 対象者を管理する上で何らかの機能が必要だと考えているが、EUCでも対応できるため、費用が発生するというのであれば、機能として必須ではない。
- 出入国在留管理庁からの通知については、予算がつけばやっているとのこと、来年どうなるか分からない。当市では月で平均すると切替含めて5、6件なので、手動でやってもできないことはない。機能として実装すると、切替通知が出てきたときに、サインだけで済む等、住民に書かせない窓口の実現に役立つ。ただ、便利機能すぎるため、多くの自治体で不要で、既存のベンダパッケージに実装されていないなら、標準としては不要。
- 住民基本台帳法に基づく事務からは離れているため、EUC等の形で検討することとしてはどうか。

(9) No. 202 旧氏対応/旧氏の管理について

- 外国人の通称は市町村をまたいだ異動の場合に履歴として住民票で引き継がれるが、旧氏は法改正に伴い、住基ネットの履歴管理機能を改修し、整備しており、過去に旧氏を有していたか、どのような記載にしていたかを確認できる機能が追加されている。ただし、これは住基ネット上の機能なので、文字については、住基ネットの統一文字の範囲内しか表示できない。旧氏は窓口で実質的な審査をせずに戸籍上の記載の有無のみで記載できることになっており、住基ネット統一文字の範囲だけでは、実際に窓口で記載していただいた旧氏と全く同じであるかは確認できず、文字の同定のためには除票等で確認する必要がある。詳細な字体も含めた管理について、住民記録システムの中で管理していただければ、制度としてはありがたいが、機能としてはやや重複感があり、費用もかかると思われるので御判断だと思う。
- 旧氏が変わった場合、現行システムでは履歴を保有する機能がデフォルトで入っており、備考に変更があった旨を表記する形で証明が可能。この機能は必要ではないか。
- 住民基本台帳制度上は、現在の住民票に記載されている事項の証明が原則なので、旧氏が仮に変更されていた場合においても、変更後の旧氏を公証すればよく、マイナンバーカードや住民票に記載された旧氏が職場等で認められるならばそれを提示すれば足りるというのが本旨。ただ、履歴については、旧氏に限らず公証する機会やニーズが現実的に存在することは認識しており、

旧氏の履歴の管理等を住民記録システムで整備し、活用することが窓口業務として必要であれば、標準化するという判断はあり得る。

- 氏は住民票の証明事項で、変更になったことを証明できないということは違和感がある。金融機関等では旧氏と現行の氏の両方の使用が認められていることもあり、旧氏の証明にはニーズもある。今回の標準仕様書を原則改製なしのものとするなら、履歴として持つ必要がある。
- ある時点でその人の名前として証明していた氏の履歴は、それを信じた人を保護するために残す必要がある。
- 住民票の記載事項の他の項目は履歴を持たないが、旧氏だけ特別に履歴の機能を作るということなのか、全体として項目ごとに履歴が管理できればその中に包含されるのでそれで足りるという議論なのかだと思われる。
- 異動履歴を管理できる項目が限定されていて、その項目の中に旧氏も入れている。
- 住所等他の項目の履歴等について引き続き議論するので、その一つの項目として今後議論する。

(10) No. B7 証明発行/発行番号記載について

- 小規模拠点では、端末を置かずにプリンタのみで証明発行を行っている運用がある。その場合、プリンタを特定できる方が端末を特定できるよりも利便性が高い。端末IDとプリンタIDを両方特定するというのであれば、記載欄の問題が無ければ良い。
- 操作ログを追いかけるときは端末IDの方が早いため、端末IDとプリンタIDを両方出力し、追跡可能にする。〇〇市という記載は証明番号には不要。
- コンビニ交付は自治体ごとに自由に決めた番号を付けることができるが、端末番号は各自治体で指定できない。コンビニ交付については従前のルールを維持することでいいのか。
- 本来は窓口・コンビニどちらにも整合性のある仕組みが良いが、立て付けが違う部分もあると思うので別途検討する。まずは、各団体が使っている住民記録システムの中での証明書の番号のルールとして本項目を整理する。

(11) No. 4 操作権限設定について

- 住民記録担当課以外のセクションで在留資格等を見る必要のある業務はあるか。
- 特定活動の医療で在留している場合、国保に加入できないため、国保の事務

で見る必要がある。

- 外国人の出入国プラス在留資格の統計を調べる関係で他課から調査依頼があるが、EUCで対応できれば非表示の設定でも問題ない。
- 権限に応じて表示内容を設定する必要がある。
- 他課の多くが居住の事実と生年月日が分かれば良いと思うので、そのように整理する。

(12) No. 10 文字情報基本要件、No. 27 あいまい検索（消音化検索等を含む）（(2) マスタ管理）について

- IPAmj明朝フォントは使えれば使うべきだと思っているが、多くのベンダが実装できない現実があるので悩ましい。一方で、IPAmj明朝フォントだと言い切るくらいの強い意志を示し、将来統一フォントにするために住基から何らかの指針を作ることが望ましい。方針として国家創造宣言を引用しつつユニコードあたりまでは決めても良いのではないか。
- 今の意見に賛成だが、いくらかの幅は持たせるべきだと思う。ただ戸籍と住記のどちらかが決めないともう片方も決まらないという状況が続くのは問題なので、方向性としては決めていった方がいい。
- IPAmj明朝フォントは今でもエクセル・ワードで使用することができ、他のサブシステムでも今後のこのフォントの浸透次第では対応できるところが多いのではないかと思う。ベンダの感触を確認した上で、可能な限り強い方向性を示したい。
- ベンダの感触は一度既に意見照会をしている。ベースフォントは統一フォント統一のネックになるという意見や、そもそもフォントを決める必要が無いという意見が出ているが、準構成員7社中5社からは特に意見はなかった。
- 基幹系システムにIPAmj明朝フォントを導入した自治体を知っている。個別にベンダにヒアリングをしてもできないと言われる可能性が高いが、統一フォントを既に導入している自治体に確認したりIPAとベンダに協議してもらえば、どの主張が正当なものなのかわかる。
- IPAmjを採用するときに、JIS X 0213の範囲だけで使うか、異体字エリアまで含めIPAmjに収録されている全ての文字が表現できるようにするかでハードルが違う。前者であれば単に新しいフォントを使うというだけの話で、デザインによって欠ける文字がないかテストをするコストはかかるが、確認すれば実現は比較的容易と思われる。一方、異体字まで使用するということだと対応可否がプログラムの作りに大きく依存するため、外部プログラムにまで改

造コストがかかるということはある。どこまで要求しているかを明確する必要がある。

(13) No. 13 公印選択について

- 拠点のプリンタ番号が別の形で特定できるのであれば、区長公印を含め、公印を区別する必要は無い。業務ごとに統一公印にしている分野もあるため、住民票専用公印のような形で全市統一してもいいのではないかと考えている。認証文については、正しく認識したいという要望があるのであれば、都道府県から書くことに異議はない。

(14) No. 18 住所辞書管理について

(住所辞書・国名の更新頻度について)

- 住所辞書のマスタ更新はどの程度の頻度で行っているか。国名辞書の更新も同じ頻度か。
- 加除出版の辞書を使用しているが、毎月データ更新されている。
- ベンダの定期アップデートの中で、国名が増えた場合は対応してもらっているが、国名のマスタ自体を住所辞書とは別管理しているため、国名程度であれば職員でのメンテナンスも可能。毎月更新するほどの頻度はないため、転出入で新しい国名が必要になったときにすぐ対応するというだけでも足りる。

(かな入力のニーズについて)

- 転入前や転出先の管外住所を入力する場合、郵便番号よりもかな入力で市や町の頭文字を入力し、候補を選べば住所が特定されるという方法にニーズがあるのではないか。候補は住所コードとともに表示され、それを選択することによって郵便番号も自動的にディスプレイ上に表示される仕様が便利ではないか。
- 住民記録システムは都道府県からプルダウンで選択する形で住所入力をしているが、時間がかかる。かな入力ができる戸籍システムでは処理速度がかなり速い。
- 各システムでかな入力を使っており、プルダウンより速いと思う。
- 変換したときに郵便番号、住所、住所コードがセットできればよく、かなから入るか郵便番号から入るかは両方あってもいいと思う。
- 郵便番号で必ずしも住所コードを一意に定められるわけではないため、最終的には選択が必要だと認識している。郵便番号は住基台帳の項目としてシ

システム上保持すべきデータではないが、他のサブシステムへの連携では郵便番号を持っていた方が便利。短縮かなでの入力も可能な形で整理する。

(15) No. 24 操作性について

- マウス入力は時間がかかる、カーソルを見ないといけないので、目が疲れるという意見が多い。キーボードは覚えてしまえば、画面をたいして見なくてもいいので、そういう意味で、キーボードのみでの操作ができるということは強く望む。
- 書きぶりとして、キーボードのみ「でも」となっているので、キーボードだけではなく、他の方法を妨げているわけではないが、キーボードだけでやれとっていると誤解されているのではないか。その誤解が解ければ現行の記載で問題ないのではないか。
- 準構成員が誤解している部分もある気もするので、趣旨を明確にし、機能としては残す。

(16) No. 34 他業務照会について

- 国保の被保険者番号や職業といった情報については、住基法令上住民票に記載すべき事項となっていないが、窓口業務や市町村事務のワンストップ化の中で、市町村の他の業務に必要な情報を住基の届出等事務の中でまとめて取得することとし、担当課に提供されているもの。
- 転出とともに国保の切り替えが必要な際など、お客様をスムーズに案内するために使っている機能。
- 文言は「住民記録システムから他システムの最新情報を照会できること」の方がイメージと近いのではないか。
- 総合窓口、ワンストップサービスのシステムにあまり深く踏み込んでしまうと、住基のシステムの仕様から離れてしまうので、あまり深く踏み入れたくないと思っている。
- 総合窓口というより、転出証明書を作るときに、最新の資格要件情報をその都度見に行って更新をかけるイメージを持っている。
- ご指摘のとおりで、業務の目的としては、転出証明書が出ればよい。その前段階で、担当者が国民健康保険に入った人の職業等を画面で確認する必要があるかの議論だと思う。
- 転出証明書に載せる項目ではないので、職業は不要だと思う。
- 国保の情報等、転出をかけるときに最新の情報を使うという注意を払って

いる。どうしてもワンストップにこだわっているわけではない。

- 国保の被保険者該当の有無とか資格取得喪失年月日だけでは、ワンストップするうえでは足りなくて、職業や記号番号がないとうまくできないということか。
- 職業や記号番号がなくても、聞き取りの中では案内もできるし、不要かと思う。
- 住民基本台帳処理上は必須ではないということであれば、不要な項目はいれないということで整理する。

(17) No. 40・41 異動・発行抑止について

- 特に意見はないので、終了日が来たから機械的に抑止をするのではなく、終了日が到来したらアラートを出すということで整理する。

(18) No. 46 登録管理について

- 機能としては特に実装しなくても差し支えないとのことで、担当からの強い要望はなかった。
- 中核市市長会ひな形を作成する際に、希望が多く盛り込んだという経緯がある。虚偽届出防止の方法は他にもあると思うので、コスト次第かと思う。
- 一度ない形で整理して全体の意見照会をしてはどうか。虚偽届出防止の措置は色々あり、マイナンバーカードが普及したらそれで確認する等、方法はあると思う。

(様式・帳票について)

(1) (03) 住民基本台帳の写し(閲覧用)について

- 原案のとおりとする。

(2) (09-1、09-2、09-3、10-1、10-2、10-3、13-1、14-1) 住民票の写し等について

- 所有している車を売りたいとき、車検証の書き換え等をしていない場合は、前の住所と今の住所のつながりをはっきりさせるため転居前住所のニーズは高い。住所の履歴が記載されていればよいが、履歴が証明されない場合や別葉に表示される場合は、転居前住所を示せることは必要。
- 欄として増やすよりも、履歴の出し方の議論だと思う。備考欄にいつからいつまでこの住所というものが示せればそれで足りる。

- 法令上、転居前情報は住民票の証明事項として書くのであれば、住基法7条で書かないといけないという高いハードルがあり、記載事項として欄をすぐに設けることは難しい。消除された従前の表示は、事務処理要領上、特別な請求があった場合は出すこととされているので履歴の表示はそのような運用上の整理でやってきたと理解している。車検証上の住所と印鑑登録証明上の住所との紐付け証明のニーズがあることは認識しているが、どの程度対応する必要があるかは議論の余地がある。
- ニーズは一定あり、備考欄で求めがあれば入れるという形が考えられるということで、原案の記載のとおりで整理する。

(3) (09-3、10-3、13-2、14-2) 記載事項証明書

- 性別を載せない等の、一定の事情に対応するため、全体の写しから必要な項目を抜いた形で証明するために使われる様式。
- 事務局案の通りで、項目を選択することとするが、ワープロ的に修正する必要があるかについては別途整理する。

(4) (10-1、10-2、10-3、14-1、14-2) 住民票の写し等(外国人)について

- 外国人の「通称の記載および削除に関する事項」について、ボリュームはないので、1枚にしても問題はない。
- 当市では、履歴がある方のみ2枚目をつけている。
- 当市も別紙をつけているが、1枚になるならその方が良いと思う。
- 1枚にできるのであれば、そのほうがいい。中に組み込むことができるかは、別途検討する。
- 通称については、外国人の方が日本に住むに当たって、日本人の氏名と同様に、社会生活上必要であるために、使用することを市町村長に認められたものとして扱われるため、頻繁に変更できない。結婚・離婚によって通称が変わることがあるので、窓口で審査するという形になっている。履歴は引き継がなければならず、頻繁に変更していれば窓口で事情を聞かれる。外国人室が出しているポンチ絵では、1枚の中に組み込まれた形のイメージを提示している。別紙とするのは、結果として履歴が多くなった場合に、見やすいという便宜上の理由で採用されるが、基本は1枚に記載される項目のひとつと書いてある。
- そういう形で整理する。

(5) (11、12) 広域交付住民票について

○ 標準仕様書の対象外とする。

(6) (13-1、13-2、14-1、14-2) 住民票の除票の写し等について

- 転入通知を受けた場合、どこまでの情報を除票の原票に記載するかという議論がある。転出予定は未来予定の届出であり、法律上の記載事項は転出した旨であるため、実際の転出先に確かに転出したということを確認して記載する必要があるかについては、今後整理して示す。
- 現行は時系列で転出予定と転出を分けた表記にしているが、両方書く必要があるかは迷っている。
- 転出予定日は未来の転出予定から予定日となっているが、予定日をもって消除することとなっている。除票の保存期間にも影響する。来たから消除することではない。現代では基本的にタイムラグがないので、転出日と転入日が一致する。仮に住んでいないという実態があれば、転出日と転入日が必ずしも一致するとは限らない。転出予定日の前に転入通知が来た場合は、職権による消除ということになる。便宜上は転入日をもって転出日としていると思う。自治法と住民基本台帳法上は、日本に住んでいる方はどこかに住所があるという前提で制度がある。転出で消除した場合は、先に確定したことになり、一旦回復して消し直すのかという議論はある。誤解のないように整合性をとっていかなければならないので、実務とは合わない部分があるが考えていきたい。
- 一旦事務局の案で話を進める。
- パッケージを世帯管理としていると、世帯票と個人票を1つの様式にするのは難しい。個人票形式のものを集めて世帯全員の除票という認証文を出すしかならないのではないか。現在は世帯連記式の場合は除票が含まれていても、現行のものと除票を合わせて、「原票に相違ない」という認証文で出力している。
- 今回の法改正により、個人票管理している場合は、除票は、改製前の本人等請求のスキームで言うと本人しか請求できないため、世帯員だったある者の除票を含む世帯連記式の様式を作る場合は、同世帯だった人が請求する場合には、一部、第三者申出として請求しないといけなくなる。また、まとめて認証する場合は住民票と除票が混在するため、認証文をどうするかという議論もある。手数料についても、1枚で出すか複葉にわたるかで変わってくるが、手数料については各自治体の条例の問題なので、制度や様式の問題とは切り離して考えてもよい。
- 一括で転出しない限り世帯連記はないということで、除票は個人形式でい

いのではないか。

(7) (15、16) 戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写しについて

○ 標準化対象外とする。

(8) (18、19、20) 住民票コード記載通知票、変更通知票、修正通知票について

○ 特段意見がないので、事務局案のとおり修正する。

(9) 様式の兼用について

○ OCR等の読み込みを考えると、様式は統一されていた方が良い。

○ アスタリスクばかりになると見栄えがよくない。行を詰めることの難易度はそれほど高くないので、アスタリスクよりは行を詰めて余計な項目は出さない方がいい。

○ 日本人と外国人の項目数は違うが、不要な部分はタイトルを全部消して、タイトルごと差し替えるカスタマイズをして使っている。

○ 日本人と外国人の様式の統一、住民票の写しと、除票の写しのレイアウトの統一については、いずれもどの程度複雑になるか準構成員に確認する。

○ 個人票管理のものを世帯票に近い形で集めて1枚で出力する世帯連記式であれば特に難しくはないが、個人票管理と世帯票管理のシステムに共通のレイアウトを用意することは、データの持ち方が違うので難しい。A4縦に様式を統一することは同意する。

○ 世帯票は最新の情報のみを1枚で出すためのもので、個人票は履歴を持つことができるものと認識している。サンプルではどちらも最新の情報しか入っていないが、個人票は履歴を表示するという整理にして、履歴を入れたレイアウトを示した方がよいのではないか。

○ 世帯表と個人票は分けて、個人票は1枚で個人単位にするならば横向きで拡大して出す方が良い。世帯票は証明としてはシンプルに1枚に収まるようにして、個人票は個人のを1枚で表示することとし、除票もこの形で整理するのがいいと思う。

○ 履歴の記載の議論に合わせて様式の体裁や縦横を検討する方が良い。

○ 帳票の見え方が自動的に変わるのか、統一できるのかは考える必要がある。表示されている項目の位置づけが違ったりしたりするかもしれない。ベンダからも意見が出てくると思うので、それも踏まえて検討する。

(10) 表記について

- 方書なども含めると住所の桁数があふれてしまうので、市までは枠外に出している。
- 住民記録システムをホストコンピュータで管理していた時代は桁数が25文字だったため、文字数を削るため市以前を外に出していたが、システムをオープン化してサーバ化した時点で桁が増えたので市以前も住所として管理することとした。
- 現住所については、証明書の発行自治体と同じということで省略できるが、転入前住所はいずれにせよ都道府県市区町村を入れないといけないため、整合性が気になる。どちらでも良いなら市以前も入れるということで整理する。
- 年月日の表記は原案通りとする。空白が入る。
- 4桁区切りの導入はニーズは高いと思う。
- 現行システムではつなげているが、スペースがあった方が見やすい。
- 視認性向上のため4桁区切りでスペースを入れることとする。

(11) 項目の配置について

- 紙の枚数を減らすために4人分が1枚に収まることが第一条件。筆頭者の欄は名前が入るため、始まりが他の項目とずれても業務上のミスにはつながらないと思われる。結論としては、これでよい。
- 筆頭者の欄は、本籍の文字数が変わると筆頭者の位置も変わる。文字を小さくするかどうかもあるので何文字が良いかについては即答は難しい。
- 氏名は現に長い方がいるため、手書き対応しているケースもあるのではないかな。方書がないので本籍地はそれほど長くない。
- 外国人は、全角48文字、アルファベット96文字で枠が足りないというのは年間で10件もない。氏名だけ2行あればよい。住所と方書は別項目に記載している。

(12) 様式の追加について

- 住民記録は最初の受付課なので、来庁者を特定して、情報が既に入力されている届出書を使えるケースばかりではないが、書かない窓口促進の観点からは、住民異動届も標準化の対象とした方がよい。住民記録で使えなくても、子育てや年金といった他の事務との連携に有効に使っていけると思う。
- 仮登録内容確認は、ペーパーレスでチェックを出来る体制にすべきと考え

ているため、あえて標準化しない方がよい。

- 住民異動受付審査票は、仮登録中の確認帳票や登録状態を端末で確認出来ることが必要だと思うため、ペーパーレスで端末を見る運用としたい。
- 未審査一括削除一覧も、ステータスの状態をシステムで見るか抽出することができれば不要。
- 送付先情報送信エラーリストも抽出できれば良いので不要。
- 書かない窓口は、住民記録システムから出すものだけでなく、マイナンバーカードや免許証から4情報を読み取り、QRコードを作ってその情報を住民記録システムに反映するというような方法もある。複数の方法があるため、どの方法を標準として示すかの判断の問題もあると思う。
- 仮登録内容確認と住民異動受付審査票は、ペーパーレスの話があるが、印刷できる機能があると結局ペーパーレス化が進まないの、標準化対象から外し、印刷できないようにしてほしい。
- 書かない窓口はデータ利活用の方式にも関わる話だが、チェックの安心感のために帳票を作るといつまでもペーパーレス化は進まない。
- 総合窓口で、スペースの関係から一つの窓口で案内だけではなく複数の事務を受け付けている実態がある。帳票を出力することで、変更点や受け付けてほしい事務を住民自ら確認してもらっているため、帳票出力のニーズがある。
- 画面上の確認等ペーパーレスで同じ目的を達成出来る余地があるかもしれない。事務局で預かって検討する。

(13) その他について

- 住民票と戸籍の附票での不一致関係のリストを出力し、文字の違い等をチェックしているが、今回のレイアウト案から漏れている。戸籍の附票の住所を電算化してデータ連携していても、データを突合するとかなり相違があったので、リストを標準化し、確認事務を続けられるようにしたい。
- 住所と名前が同じ人が2人いるところに印をつけたい。外国人は特にそのようなケースがあり、本人からの請求なら問題ないが、第3者請求があったときに、他の人の情報を出す危険性があるので、要注意部分はリストで管理したい。
- 今の意見については、メモを作って、戸籍数と戸籍人数も書いて事務局に送ってほしい。

以上